

1 現状の課題と政策の方向

我が国の農業生産においては、消費者ニーズや海外市場、加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得していくため、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築を図ることが重要である。また、食料安全保障の強化に加え、持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点からも、需要に応じた生産が重要となっている。

2 関東管内の取組状況

(1) 需要に応じた生産の推進と流通・加工の合理化

○ 品目ごとの需要に応じた生産を推進

食品の外部化・簡便化が進展し、農畜産物の加工・業務用需要の比率が高まる一方、生産サイドではその需要に合わせた対応が十分にできていない。

主食用米の需要が減少する中、食料安全保障の観点から水田だけでなく畑も含めて農地を最大限活用していくため、主食用米から輸入依存度の高い小麦や大豆、加工・業務用野菜といった需要のある作物への本格的な転換を一層進めることが重要である。

このため、国産農産物に対する消費者ニーズが堅調であることも踏まえ、輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等について、水田の畑地化・汎用化を行うなど、総合的な推進を通じて、国内生産の増大を図っている。また、米粉用、業務用向けの米といった今後の需要の高まりが見込まれる作物についても、生産の拡大やその定着を図っている。

○ 農産物の生産・流通・加工の合理化等に向けた取組を推進

農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革を推進することと併せて、良質で低廉な農業生産資材の供給や農産物流等の合理化といった、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことも重要である。

このため、農林水産省では、農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給、農産物の流通合理化に資する事業再編や事業参入の支援を行っている。

(2) 畜産・酪農の経営安定対策を通じた生産基盤の強化

関東管内をはじめとする消費地への畜産物の安定供給や拡大する輸出市場への対応を図るため、補助事業等各種支援策を活用した取組の推進等により、生産や流通の基盤を強化。



(取組の概要)

関東管内は全国の畜産産出額の約2割を占める重要な地域であり、良質なタンパク源である畜産物を安定的に供給することが求められている。特に、国内の大消費地や拡大する輸出市場への対応が重要である。

このため、以下の取り組みが進めている。

ア. 家畜・家きんの飼養頭羽数の維持・拡大

- 経営規模の拡大による収益性の向上
- 繁殖肥育一貫化や多角化による経営の安定
- スマート農業技術の活用による効率化と労働時間の短縮
- 家畜排せつ物の適正管理・有効活用や温室効果ガスの排出削減

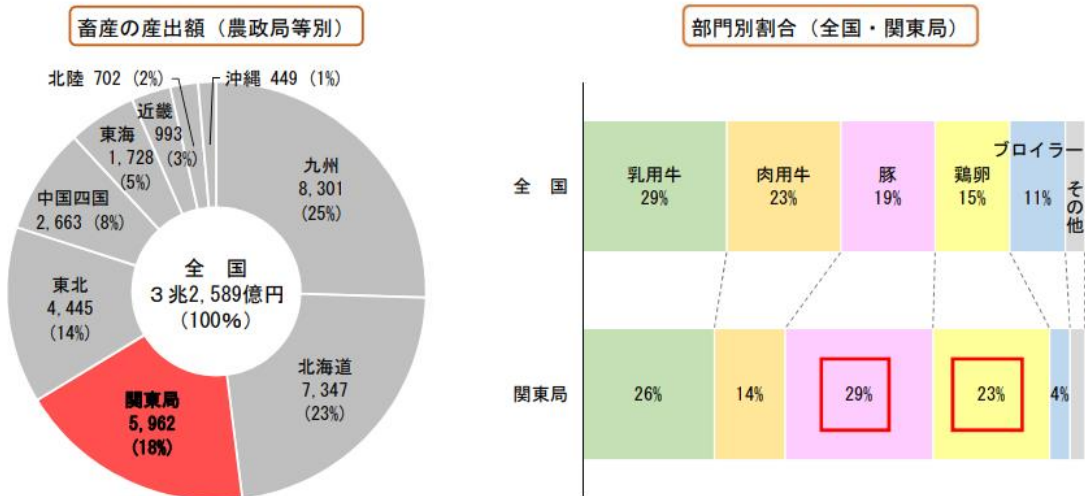
イ. 国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- 飼料生産基盤の整備による作付の拡大・収量の増加
- コントラクター等飼料生産組織の育成・強化
- 関東地域飼料増産行動会議を通じた情報の共有

ウ. 畜産物の円滑な流通

- 食肉処理施設の再編等による流通合理化と衛生水準の向上
- 輸出拡大のための条件整備

【図表2-2-1】 畜産の産出額（令和2（2020）年度）



(事例) 主食用米を生産する農業法人が飼料生産部門を設立 (栃木県)

【(有) 那須野農産 (那須塩原市)】

<取組主体について>

- ・ 設立：平成18年
- ・ 雇用者数：9名
- ・ 生産作物：主食用米のほか、飼料用としてWCS用稲、ライ麦、青刈りとうもろこし等（主食用米、WCS用稲等の収穫作業の受託も実施）



汎用型飼料収穫機による収穫

<取組について>

○ 概要

- ・ 「集落から耕作放棄地をださない」をスローガンに集落営農型農業法人として設立。
- ・ 米価に左右される不安定な経営が続き、経営の新たな柱として飼料作物の生産・販売を検討。
- ・ 令和3年に汎用型飼料収穫機の導入により、飼料生産部門を強化し黒字経営化。
- ・ 酪農家との情報交換を密に行い、要望に応じた高品質な飼料を生産、販売。生産物に対するクレームはほぼない。
- ・ WCS用稲の品種は、牛が消化困難な子実の割合が少ない極短穂系品種（つきはやか、つきあやか、つきすずか）のみを作付け。

那須野農産の主要品目の作付面積

品目	R5面積 (割合)
主食用米	21ha (36%)
飼料用米	3ha (5%)
WCS用稲	20ha (35%)
青刈りとうもろこし	4ha (7%)
ライ麦	9.5ha (16%)
その他 (野菜など)	0.7ha (1%)
*他に作業を受託 (主食用米、稲WCS等)	

○ 今後の目標及び課題

- ・ 汎用収穫機械を追加導入して2台体制に増強し、粗飼料（WCS用稲、青刈りとうもろこし、ライ麦）の作付面積を33.5ha (R5) から42ha (R9) に拡大し、組織の経営基盤強化を図っていく。
- ・ 若手職員の確保・育成が課題。

(3) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

野菜、果樹、茶等園芸作物の持続的な生産基盤強化に向け、農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化の取組、産地全体の発展を図る取組を支援。

(取組の概要)

○ 野菜

関東管内の野菜指定産地数は248産地（令和6年5月現在）で全国（867産地）の約3割を占めており、野菜の一大産地となっている。指定野菜14品目のうち関東管内の都県で産出額（令和6年度産）が全国順位1位になっているものは、ほうれんそう（群馬県）、レタス（長野県）、はくさい（長野県）、ねぎ（茨城県）、ピーマン（茨城県）、さといも（埼玉県）で、計6品目である。

【図表2-5-3】 管内の野菜指定産地の状況等

都道府県	産地数	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	出荷数量 (t)
全国	867	152,164	6,495,988	5,946,082
関東	248	40,007	1,892,268	1,737,978
茨城	30	6,517	305,339	285,512
栃木	28	1,284	60,004	55,035
群馬	47	8,674	454,506	403,547
埼玉	19	2,173	84,435	73,181
千葉	45	7,400	342,583	322,296
神奈川	10	2,036	127,752	119,450
山梨	8	226	10,967	9,824
長野	43	9,744	438,883	406,193
静岡	18	1,953	67,798	62,940

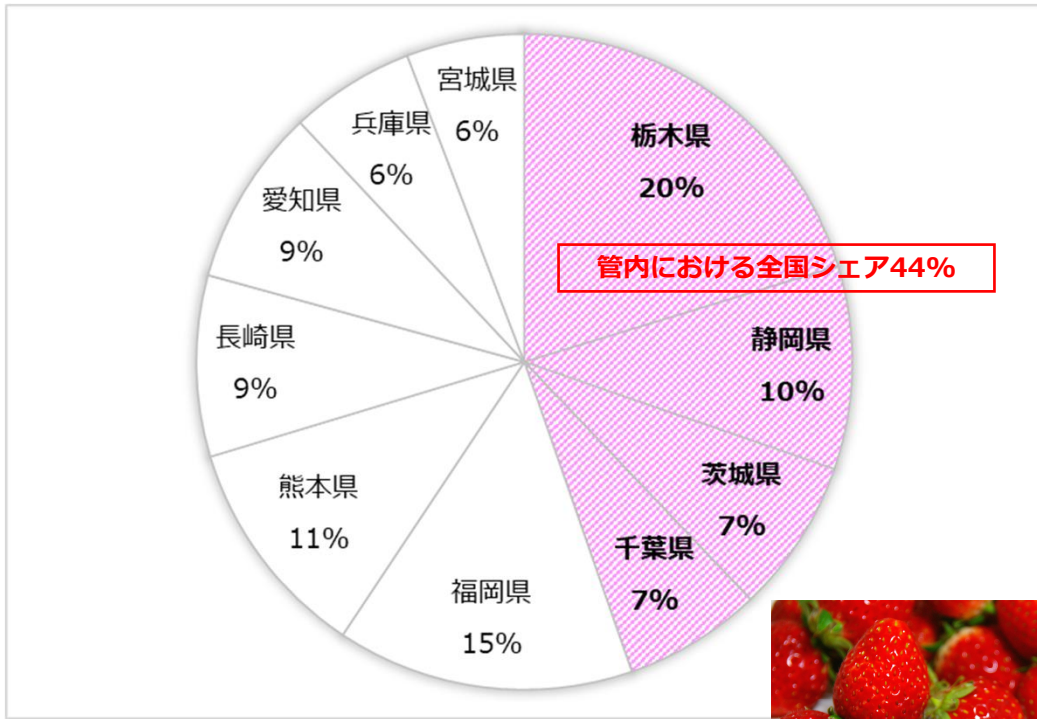
- * 指定野菜とは、野菜生産出荷安定法に基づき政令で定められた、だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、さといも、ばれいしょ、たまねぎの14品目をいう。
- * 野菜指定産地とは、野菜生産出荷安定法に基づき、指定野菜の集団産地として育成していく必要があると認められる産地を農林水産大臣が都道府県知事の申出を受けて指定する。
- * 資料：関東農政局調べ（産地数は令和6年5月、他は令和3年度実績）

指定野菜以外でも、全国のいちごの県別収穫量上位10県以内に栃木県（全国1位）、静岡県、茨城県及び千葉県が入っており、この4県で全国シェアの約3割を占めている。メロンについては、収穫量全国上位10県以内に茨城県（全国1位）、千葉県及び静岡県が入っており、この3県で全国シェアの約3割以上を占めている。

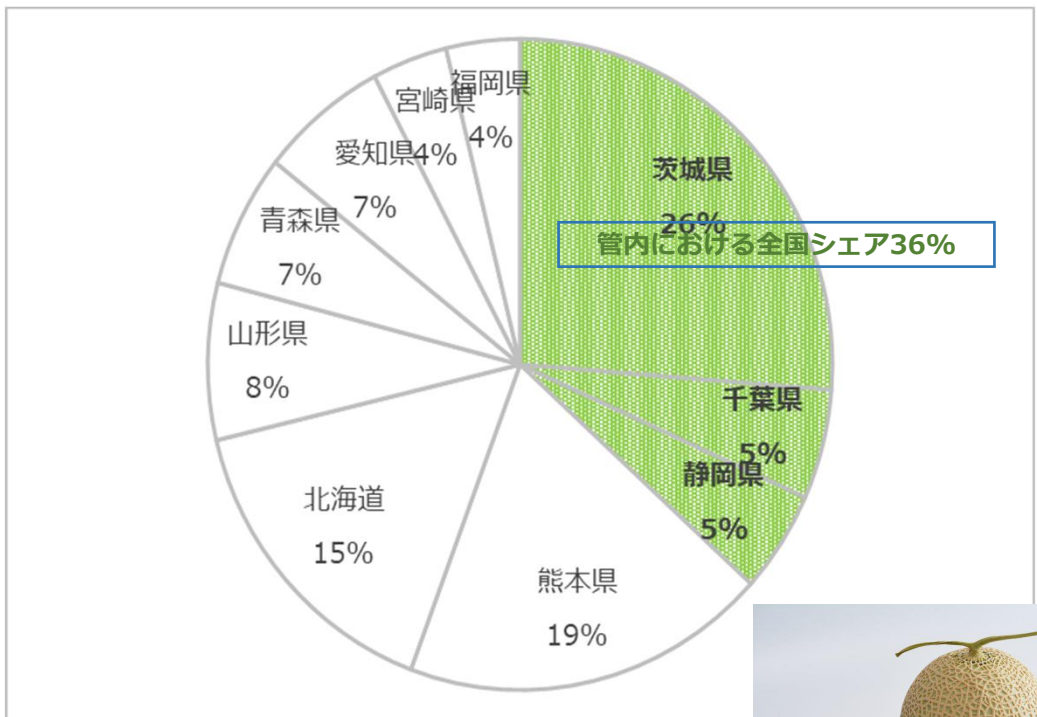
一方、野菜の用途別仕向け量の推移を見ると、食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の過半を占めている。また、家計消費はほぼ全量が国産だが、加工・業務用は、大口ロットで定時・定量・定価格の供給に対応可能な輸入野菜が増加したことにより、現在の国産割合は7割程度で推移している。

こうした状況の下、関東管内においても、加工・業務用野菜の増産や輸入シェア奪還に向けた、国産野菜への切替え推進、冷凍野菜の安定供給に向けた施設の整備等に係る取組を支援している。

【図表2-5-4】 全国いちごの県別収穫量上位10県の割合



【図表2-5-4】 全国メロンの県別収穫量上位10県の割合

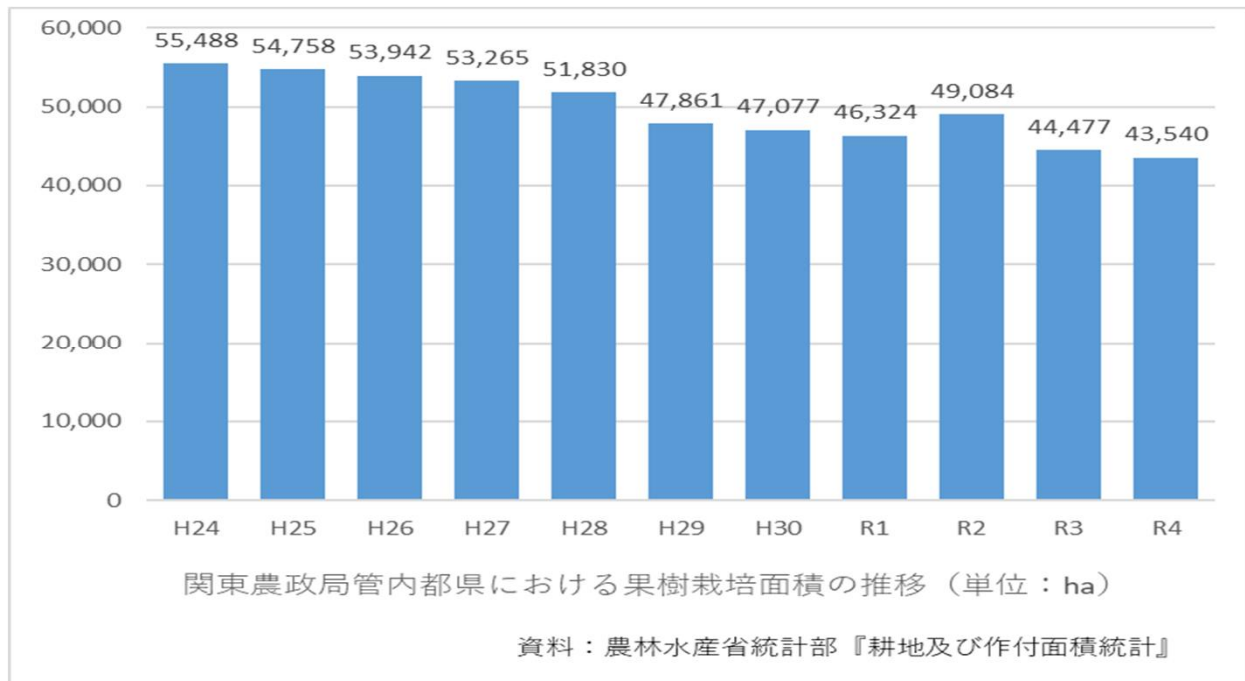


* 資料：農林水産省作物統計2022年

○ 果樹

関東管内における令和4年産の果樹の主要品目の結果樹面積は43,540haで、平成24年産より10年間で21.5%減少している。その原因として、①収穫等作業が短期間に集中する労働集約的な構造であることから、園地の集積・集約化・規模拡大が進展していない、②担い手の減少や高齢化、後継者不足等により生産基盤がぜい弱化し、その結果、減少傾向の需要を上回って生産量が減少する、という状況が主産県産地で見られる。

【図表2-5-4】 関東管内果樹栽培面積の推移



このため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植を支援するほか、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入、新たな担い手の確保・定着に資する取組等を支援した。



りんごの新わい化栽培

○ 茶

販売目的の茶の生産は全国的に減少傾向にあり、関東管内でも経営体数が、過去10年間で15,995経営体（平成22（2010）年）から6,843経営体（令和2（2020）年）へと57.2%減少している。また、栽培面積についても、21,469ha（平成22（2010）年）から17,088ha（令和2（2020）年）へと20.4%減少しており、それぞれ、全国よりも減少率が2.5ポイント、4.0ポイント高い状況になっている。

加えて、関東管内の茶については、傾斜地での栽培が多くを占めることから、今後、高齢化や繁忙期の労働不足等による茶生産のさらなる減少や、消費者ニーズへの対応の遅れによる消費の伸び悩みに対応していくことが重要となっている。

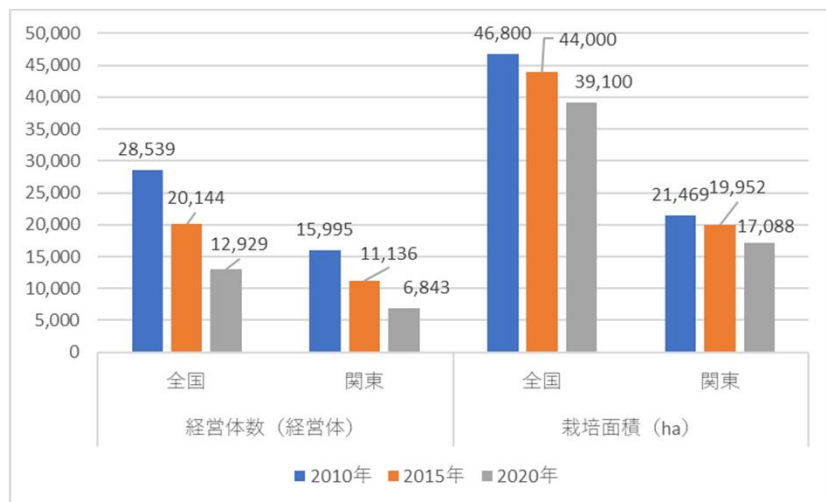
一方で、緑茶の輸出額は過去10年において66億円（平成25（2013）年）から292億円（令和5（2023）年）へと4倍以上に増加しており、抹茶や有機栽培茶に対する需要が拡大し、過去最高となり、海外需要に対応していくことは、引き続き重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、令和5年12月に関東管内の茶生産者、農業者組織等を対象に、茶をめぐる課題について情報を共有し、共通の認識を持つことにより、今後の関東茶業の未来の姿を考えるための場として「関東茶業の未来を考える会」をオンラインで開催した。

第1部では、関東管内の茶生産者、農業者組織等を対象として、有機栽培と輸出向けの茶生産の推進をテーマに「海外市場で求められる有機茶の趨勢」、「海外輸出向けおよび有機栽培の茶生産における課題」に関する講演のほか、当省における支援措置について説明を行った。

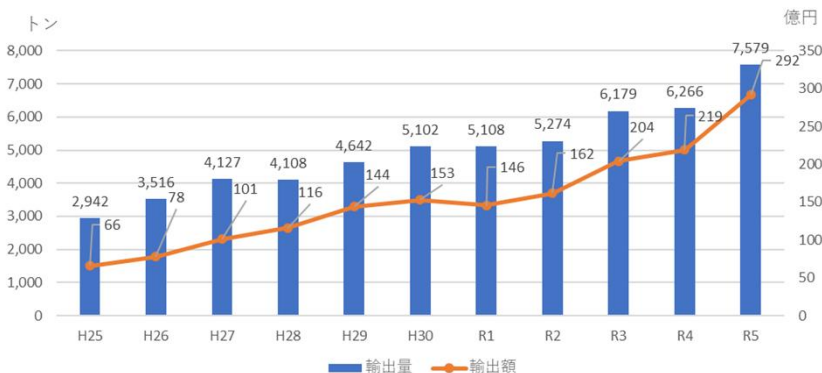
また、第2部では、管内生産県の行政、普及担当者を対象として、21世紀の茶業における品種戦略に関する講演のほか、各県の品種活用の現状について情報交換を行った。

【図表2-5-5】 茶の経営体数と栽培面積の推移



資料：経営体数…「農林業センサス」、栽培面積…「耕地及び作付面積統計」

【図表2-5-6】 全国の緑茶の輸出実績



資料：財務省貿易統計

(4) 米政策改革の着実な推進

水田においては、主に水稻、麦、大豆等の土地利用型作物が生産されており、小麦についてはめん用、パン用として、大豆においても食品用として需要が高まっているものの、関東管内では麦、大豆の作付けはともに横ばいで推移している。

【図表6-2-5】 麦（基幹）の作付の推移



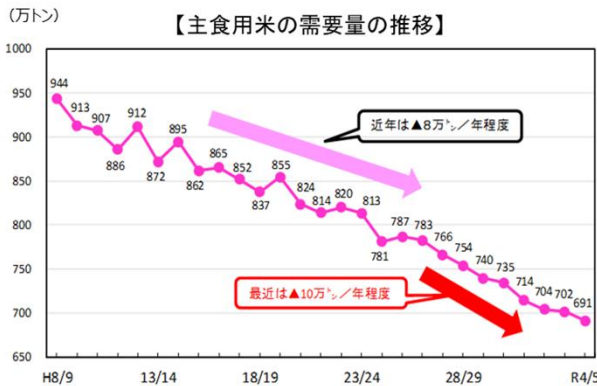
【図表6-2-6】 大豆（基幹）の作付の推移



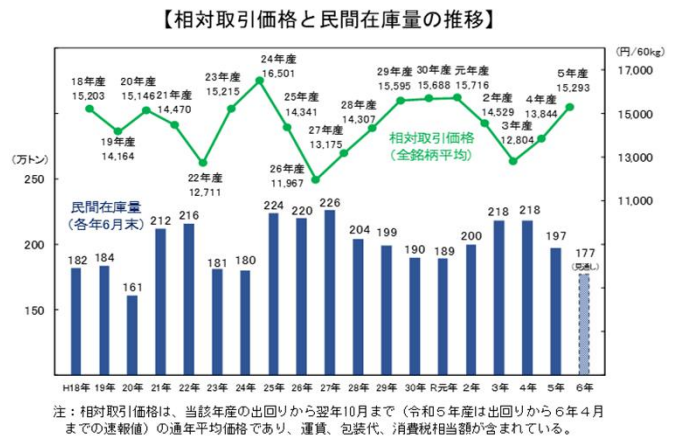
一方、主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にあり、最近の人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大し、米の販売価格は長期的に低下傾向で推移している。

このような状況から、水田をフル活用し、主食用米から麦・大豆や新市場開拓用米（輸出用米）・米粉用米などの需要増が見込まれる品目への転換等、需要に応じた生産を推進する必要がある。

【図表6-2-7】 主食用米の需要量の推移



【図表6-2-8】 米の販売価格の推移



(5) 麦・大豆の需要に応じた生産の更なる拡大

令和5（2023）年の関東管内における麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積は 3万9,100ha（全国シェア13.2%）、収穫量は14万900 t（全国シェア10.6%）となっている。

【図表6-2-9】管内各都県における麦の作付面積及び収穫量

(単位：ha、t)

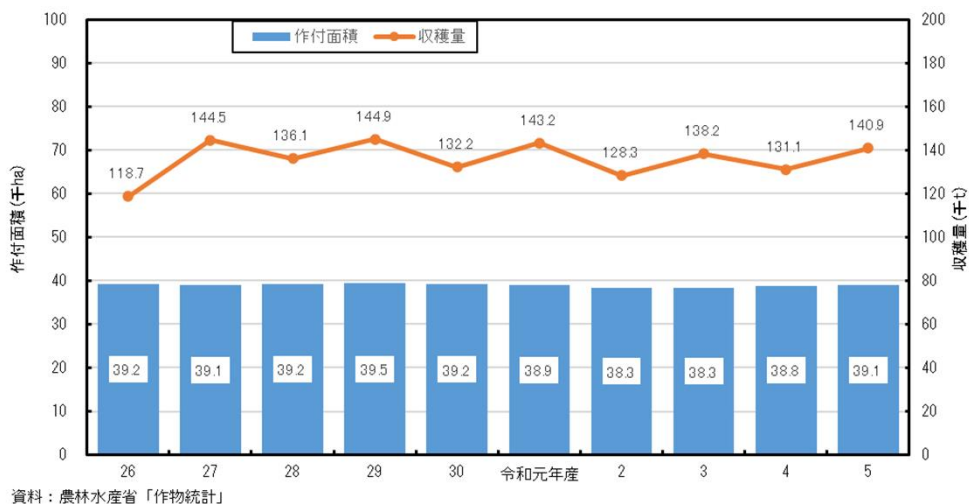
		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡	管内計	全国
小麦	作付面積	4,890	2,480	5,330	5,550	757	11	39	79	2,270	719	22,100	231,700
	収穫量	15,400	8,630	22,400	22,000	2,620	18	83	243	6,150	1,850	79,100	1,094,000
二条大麦	作付面積	942	8,570	1,720	714	x	1	-	-	16	20	12,000	38,900
	収穫量	2,240	35,300	6,300	2,890	x	2	-	-	39	70	46,800	151,300
六条大麦	作付面積	1,460	1,720	509	142	39	-	-	39	682	x	4,590	19,600
	収穫量	3,560	5,070	1,680	643	139	-	-	86	2,440	x	13,600	64,400
はだか麦	作付面積	253	41	1	76	-	-	x	-	-	x	x	5,520
	収穫量	650	130	3	261	x	-	x	-	-	x	x	16,600
4麦計	作付面積	7,540	12,800	7,560	6,480	x	12	x	118	2,970	x	39,100	295,700
	収穫量	21,900	49,100	30,400	25,800	x	20	x	329	8,630	x	140,900	1,326,000

出典：政府統計「令和5年産作物統計」

他の転作作物との兼ね合いや生産者の高齢化等の影響により、平成30（2018）年産以降、作付面積は減少傾向で推移していたが、令和3（2021）年以降は増加傾向となっている。主産地は、栃木県（12,800ha、管内シェア32.7%）、群馬県（7,560ha、同19.3%）、茨城県（7,540ha、同19.3%）で、水田において米の生産調整作物として麦の生産に取り組んでいる地域が多い。

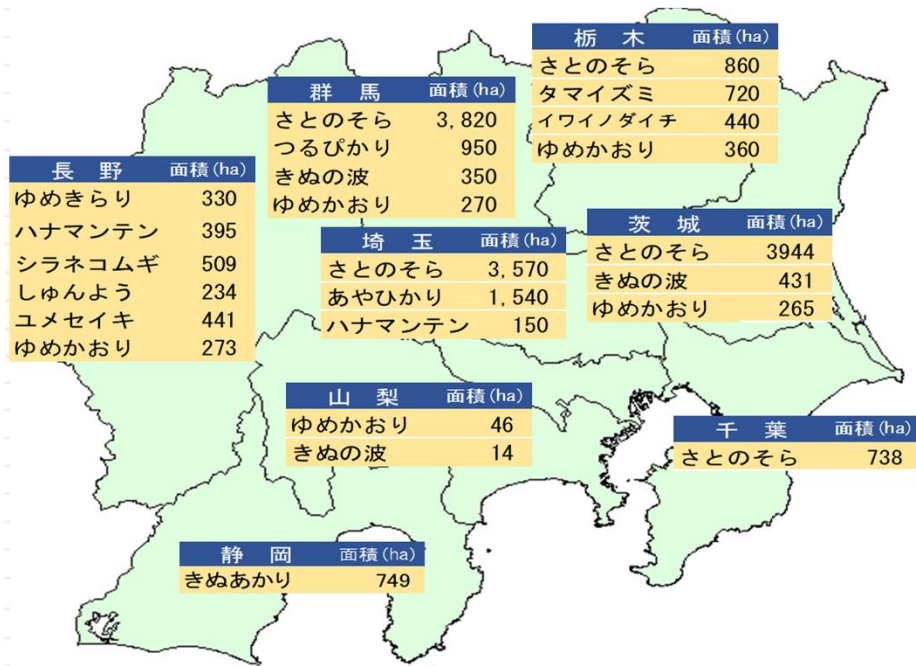
こうした中、実需者が求める量・品質を確保するため品種の転換が進んでいる。例えば、小麦でいうと、関東管内では、以前は日本めん用の「農林61号」が多く、多くの県で作付けされていたが、近年、その後継品種である「さとのそら」への転換が進んでいる。また、日本めん用以外の用途の品種が育成され、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県では、パン用品種の「ゆめかおり（長野県育成）」の作付けがみられる。

【図表6-2-10】管内における麦の作付面積と収穫量の推移



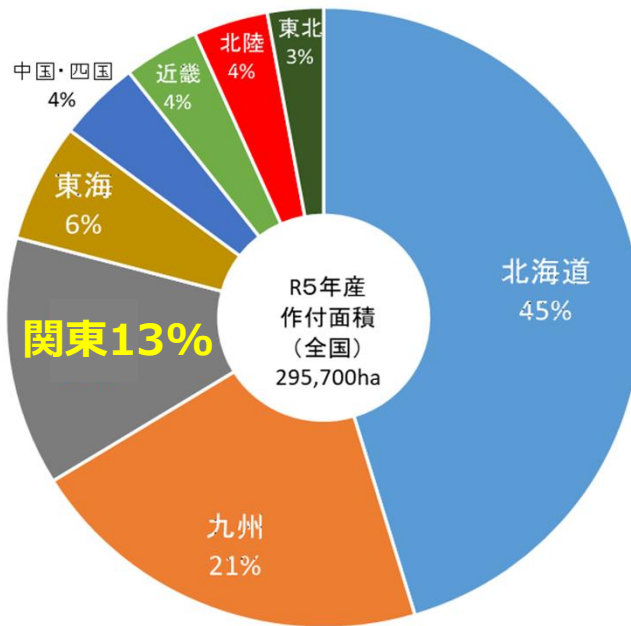
出典：政府統計「令和5年産作物統計」を基に作成

【図表6-2-11】 各県で作付けされている小麦の主要品種（令和4（2022））



出典：農林水産省「国産麦の需要に応じた生産の推進に向けた取組状況調査」を基に作成

【図表6-2-12】 麦の地域別作付面積の割合



出典：政府統計「令和5年産作物統計」を基に作成

次に、令和5（2023）年の関東管内における大豆の作付面積は1万700ha（全国シェア：6.9%）、収穫量は1万2,500 t（全国シェア4.8%）となっている。近年、管内における作付面積はほぼ横ばいで推移している中、主産地は、茨城県（3,430ha、管内シェア32.1%）、栃木県（2,630ha、同24.6%）、長野県（2,260ha、同21.1%）となっている。特に、栃木県、長野県などでは、水稻、麦、大豆の2年3作体系に取り組んでいる地域が多く、麦同様に多くが水田で作付けされている。

【図表6-2-13】大豆の作付面積と収穫量の推移



出典：政府統計「令和5年産作物統計」を基に作成

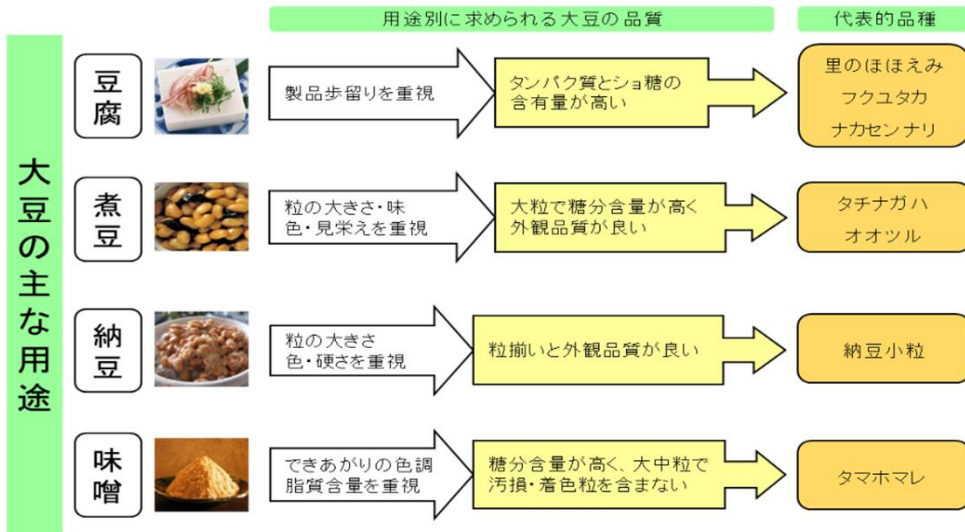
【図表6-2-14】大豆の作付面積及び収穫量

都県名	作付面積 (ha)	管内での割合 (%)	収穫量 (t)	管内での割合 (%)
茨城	3,430	32.1	4,050	32.4
栃木	2,630	24.6	3,550	28.4
群馬	276	2.6	290	2.3
埼玉	739	6.9	488	3.9
千葉	883	8.3	830	6.6
東京	5	0.0	6	0.0
神奈川	37	0.3	43	0.3
山梨	212	2.0	214	1.7
長野	2,260	21.1	2,870	23.0
静岡	206	1.9	138	1.1
管内	10,700	100.0	12,500	100.0
全国に占める管内の割合	6.9%	—	4.8%	—
全国	154,700		260,800	

出典：政府統計「令和5年産作物統計」を基に作成

大豆は豆腐、味噌、納豆等の原料として用いられるが、それぞれの特性を踏まえ、求められる品質が異なるため、これを踏まえた品種を選択する必要がある。関東地域では豆腐用に「里のほほえみ」、「フクユタカ」、「ナカセンナリ」、味噌用に「タマホマレ」、納豆用に「納豆小粒」の作付けが進んでいる。

【図表6-2-15】大豆の用途別に求められる品質と代表的品種



出典：一般社団法人全国農業改良普及支援協会「国産大豆の品種特性」を基に作成

このように国産麦・大豆については、求められる製品の特性に応じた品種が使用されているなど、実需者ニーズを踏まえた生産が進められている。一方で、作柄が天候による影響を受けやすく供給量や品質が安定していないことから、需要の大部分を輸入で賄う状況が続いている。

また、ロシア・ウクライナ情勢等を始めとする国際情勢の不安定さから、原料の調達先を外国から国内に見直す動きもみられるところである。

こうした状況を踏まえ、国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定的な供給体制の構築に資するよう、麦・大豆生産技術向上事業等を活用して生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援している。

加えて、大豆については、関東管内の先進的な大豆生産者が行っている生産性向上の取組紹介や実需者が求める大豆に関する情報を提供するとともに、大豆の生産拡大及び生産者の経営改善に資するセミナーを毎年開催するなど、需要に応じた生産に取り組むことができるよう支援しているところである。

(6) GAP (農業生産工程管理) の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という）における食材の調達基準としてGAP認証等が採用され、全国でGAPの取組が拡大。農業経営体の持続的な発展のため、取組の高度化及び更なる取組経営体数の拡大を図るため、農林水産省において推進方策を策定。

(取組の概要)

関東管内におけるGAPの民間認証取得経営体数についてみると、令和6（2024）年3月末時点のASIAGAPは853経営体（全国の44.2%）、JGAPは2,024経営体（全国の40.0%）となっている（GLOBALG.A.P.の認証取得経営体数は非公表。）。

【図表6-2-16】 ASIAGAP、JGAP認証取得経営体数

	全国	関東管内
ASIAGAPの認証取得経営体数	1,931	853
JGAP認証取得経営体数	5,054	2,024

資料：日本GAP協会

農林水産省では、令和3（2021）年にGAPに係る農業者、有識者等からなる「国際水準GAP推進検討会」を開催し、令和4年に「我が国における国際水準GAPの推進方策」及び「国際水準GAPガイドライン（以下、「国際水準ガイドライン」という）」を策定した。この推進方策の中で「令和12（2030）年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPを実施」することを目指すこととしている。

現在、都県で策定している都県GAPの取組内容については、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年策定）に準拠したものとなっていることから、今後も存続させる場合は、その取組内容を国際水準ガイドラインに則して国際水準に順次、引き上げるよう調整を進めている。

令和4（2022）年度までに国際水準ガイドラインに準拠して改訂されたものは、東京都の「新東京都GAP」と山梨県の「やまなしGAP（農業生産工程管理）手法導入基準（ADVANCE）」となっている。

用語の解説

「GAP」とは、Good Agricultural Practices の略で、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことで、日本では、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類が普及している。このうち、食品安全、環境保全、労働安全の3分野の取組に、国際的にも一般的なとなっている人権保護及び農場経営管理の分野の取組を加えたGAPを国際水準GAPといい、GLOBALG.A.P.、ASIAGAPがこれに該当する。

**(表彰) G A Pを通じて持続可能な農業経営を行っていくために今できること
株式会社鈴生 (静岡県)**

【J G A P 認証取得による安全・安心な生産・販売の実践と、団体認証による取組農場の拡大に取組む。令和5（2023）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール農林水産大臣賞を受賞。】

自社で生産した野菜の安全を担保するため、第三者認証の必要性を感じ、2008年にJGAP個別認証を取得。2019年には自らが団体事務局を担い、グループ会社や地域の農業者とともにJGAP団体認証を取得。現在は、静岡県・長野県・広島県の3県にまたがる広域での団体認証を継続している。

生産工程管理の改善に向けた継続的な取組としては、事務局で毎月発行するNEWS LETTERで、事故件数や事故写真等を共有。農場ごとに事故ゼロ日数をカウントすることで、作業員へ労働安全の意識付けを行うことにより、事故件数を約5割減らすことができた。また、今まで手書きかつ農場ごとに独自であった帳票を、スマホ・パソコンから入力できる自社開発システムを構築し情報共有ができるように改善するとともに、県内外の生産者とも連携して生産計画、出荷管理ができるようにしている。



経営改善に向けては、月に1回社長と若手社員での勉強会の開催や、人事評価の見える化の実施等を行うことで、職員の離職率を大幅に低下させている。また、独自の栽培管理システムを活用し、出荷物にQRコードを添付して取引先に専用IDとパスワードを付与することで、取引先が直接栽培情報を確認可能にしている。

地域への波及については、農業者をはじめとして学生や行政等を対象に、事業の参考や知識の向上につながるような視察会や講演を年間30回以上開催。地域の農業者を巻き込んでG A Pに取り組み、団体認証を取得し着実に構成農場を増やしている。（2019年11農場→2023年15農場）



(7) 効果的な農作業安全対策の展開

農作業安全対策として年2回、全国の行政機関、農機販売店、生産者団体等関係機関の協力を得て「農作業安全確認運動」を実施。

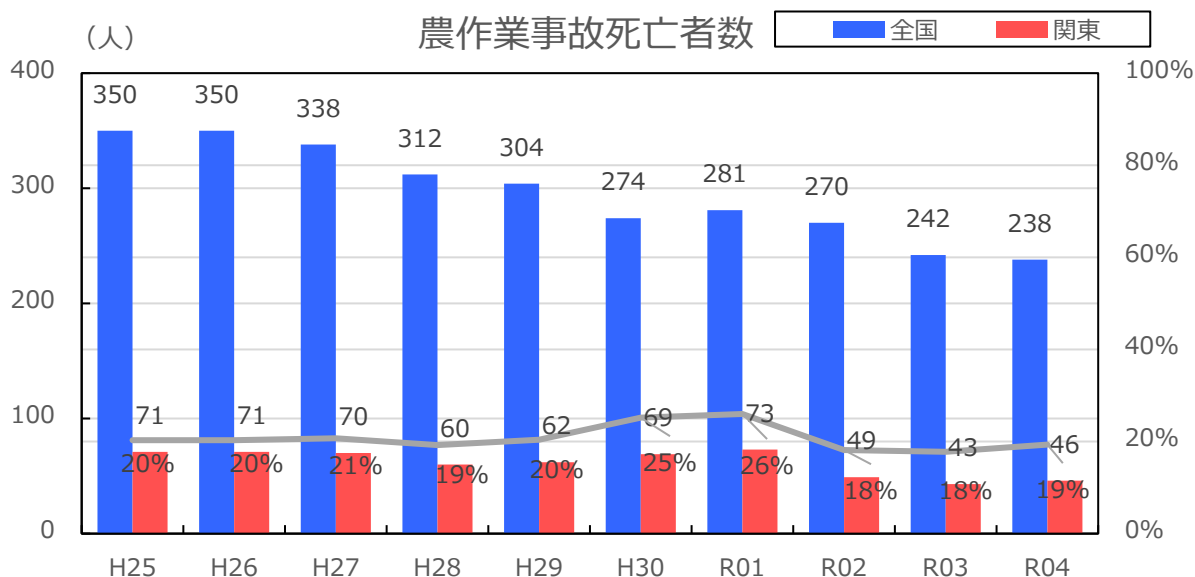
また、同運動において、5月から9月を「熱中症対策強化期間」として位置づけ、都道府県や農業関係団体を通じ、熱中症対策に関する注意喚起や周知を実施。

(取組の概要)

○ 農作業環境の安全対策

農業では、近年、全国で年間300人前後の作業中の死亡事故が発生し、うち関東管内では毎年50人前後の死亡事故が発生している。農業就業人口の減少が続く中で、国民への安定的な食料供給を担う農業の現場における農作業安全対策の徹底は喫緊の課題である。

【図表6-2-17】 農作業事故死亡者数の推移



このような中、農林水産省では、農作業が集中する毎年春（3～5月）と秋（9～10月）の年2回、全国の行政機関、農機販売店、生産者団体等関係機関の協力を得て「農作業安全確認運動」を実施している。令和5（2023）年秋の運動では、「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」を重点推進テーマに掲げ、「農業者への声かけ運動」として、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する声かけを実施するとともに、また「研修を通じた転落・転倒対策の徹底」として、すべての農業者を対象に、「農作業安全に関する指導者」等による、農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を実施した。。関東農政局でもホームページ等を通じ、農作業安全に関する情報を随時発信している。

* 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/sizai/annzenntopicsback.html>

(関東農政局)



【図表6-2-18】 農作業安全啓発ポスターとステッカー

令和5年度農作業安全ポスター
全国約2万枚配布



令和5年ステッカー（仕事猫とのコラボ）
全国約50万枚配布



また、農林水産省では、約5,300人の農作業安全に関する指導者が中心となって、農業者に対し農業機械の転落・転倒対策等に関する研修を実施したほか、ポスター等を用いた啓発を行った。関東管内でも研修や会議、集会などの機会を捉えて、計933回、約3万4千人を対象に周知を行った。

○ 農作業中の熱中症対策

農業機械・施設以外の作業では、農作業中の熱中症が死亡事故要因としては最も多くなっている。近年増加傾向で推移しており、特に、高齢者への対策は重要となっている。関東管内においても新聞、ラジオ放送等や「Maffアプリ」の活用、また、都道府県を通じ、ステッカーの配布し周知を行った。

【図表6-2-19】 『熱中症声かけプロジェクト』との共同作成ポスターとステッカー

令和5年度熱中症対策ポスター



令和5年ステッカー（仕事猫とのコラボ）

